

社会福祉法人悠久会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

働きやすい職場環境を整えることによって、すべての職員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できるようにするため、また地域の次世代育成支援対策に貢献するため、次のように行動計画を策定します。

令和1年5月31日

1, 計画期間

令和1年7月1日 ～ 令和3年6月30日までの 2 年間

2, 内 容

目標 1	年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均 10 日以上とする。（年間 10 日以上付与された職員）
対策	<p>令和1年7月～ 有給休暇の取得状況のとりまとめ（4～6月分） ☞以降、3ヶ月毎に実施（10月、1月、4月）</p> <p>令和1年8月～ 衛生委員会・衛生推進会議等での報告と検討 ☞以降、3ヶ月毎に実施（11月、2月、5月）</p> <p>毎年9月 理事会での有給休暇取得状況に関する報告と検討</p> <p>毎年10月 職員に対する有給休暇取得促進キャンペーンの実施</p>

目標 2	毎年、当法人の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないかを検討する
対策	<p>毎年10月 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握</p> <p>毎年11月 問題点や改善点の有無について検討をする （衛生委員会・衛生推進会議等または新たな委員会） 問題点があった場合、改善のための取組を検討し実施に向けて計画をする</p> <p>毎年12月 理事会での両立支援制度に関する報告と検討</p>